川越市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- **2** 開 **会** 令和 4 年 1 2 月 2 6 日 午後 2 時
- **3** 閉 会 令和 4 年 1 2 月 2 6 日 午後 4 時 3 0 分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 長谷川 均
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、

教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長 兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼中央公民館長中里 良明、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼教 育センター所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支 援課長武藤貴子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長冨田 稔、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下 浩、 学校管理課副参事四阿久修

8 前回会議録の承認

令和4年度第2回定例会会議録、第3回定例会会議録、第4回定例会会議録、 第5回定例会会議録、第6回定例会会議録、第7回定例会会議録及び第8回定例 会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第36号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの 承認を求めることについて

副部長兼教育総務課長

令和4年川越市議会第5回定例会(12月議会)において、令和4年度一般会計補正予算について議案上程するにあたり、教育委員会所管部分について、教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めるものである。

歳入については、国庫支出金における教育費国庫補助金のうち、要保護児童生徒援助費補助金を38万6,000円増額したものである。これは中学校就学援助に係る扶助費の増加に伴う追加計上分によるものである。以上により、教育委員会が所管する令和4年度の教育費の歳入予算を38万6,000円増額し、その合計を26億3,053万8,000円としたものである。

歳出については、教育総務費における事務局費を513万9,000円増額したものである。これは特別職期末手当の増額に伴う職員人件費、給与改定

に伴う会計年度任用職員人件費、物価高騰に伴う教育センター、教育センター 第1分室、及び第2分室の需用費をそれぞれ増額したものである。次に小学校 費における学校管理費を7,017万6,000円増額したものである。これ は給与改定に伴う職員人件費、物価高騰に伴う市立小学校における需用費、3 5人学級及び特別支援学級等の整備に伴う教室改修や空調設備の導入に係る 需用費及び備品購入費をそれぞれ増額したものである。次に中学校費におけ る学校管理費を5,120万6,000円増額したもので、物価高騰に伴う市 立中学校における需用費、特別支援学級等の整備に伴う教室改修や空調設備 の導入に係る需用費及び修繕料をそれぞれ増額したものである。続いて教育 振興費を1,759万円増額したもので、修学旅行費の一人当たりの単価が当 初の想定より高くなったこと、認定者数が当初の想定よりも増加したことか ら、中学校就学援助にかかる扶助費を増額したものである。次に高等学校費に おける高等学校総務費を343万円増額したものである。これは物価高騰に 伴う市立川越高等学校における需用費を増額したものである。次に社会教育 費における社会教育総務費を763万7,000円増額したものである。これ は給与改定に伴う職員人件費を増額したものである。次に学校保健費におけ る学校給食センター管理費を543万2,000円増額したものである。これ は物価高騰に伴う菅間学校給食センター及び今成学校給食センターにおける 需用費を増額したものである。以上により、教育委員会が所管する令和4年度 の教育費の歳出予算を1億6,061万円増額し、その合計を110億2,5 75万3,000円にしたものである。

次に、繰越明許費は、小学校の35人学級、特別支援学級等の増に伴う教室改修や空調設備の導入について令和5年度にわたる期間を必要とするため、2,714万8,000円を令和5年度に繰り越すものである。また、中学校の特別支援学級等の増に伴う教室改修や空調設備の導入について令和5年度にわたる期間を必要とするため、1,460万4,000円を令和5年度に繰り越すものである。

委員

歳入について、就学援助費事務が、38万6,000円の増額となっているが、具体的な用途について伺いたい。

教育財務課長

要保護児童生徒援助費補助金は、要保護児童生徒の修学旅行費用について、 その2分の1を国が補助するものである。

委員

光熱水費について伺いたい。

教育財務課長

小中学校の光熱水費については、電気料金の高騰が主な理由である。電力会社とは、令和5年2月から新しい契約になるが、かなり高額となる内容の通知を確認した。教育委員会第5回定例会において、補正予算について審議したが、この段階では、想定できなかったことから、その分の対応として補正予算を計上した。

委員

各学校には、使用を控えたり、節約を促したりするといった指導等は行っているか伺いたい。

教育財務課長

小中学校の使用量も増加傾向にあったため、校長会でその旨の説明をしている。しかしながら、感染症の予防として換気を行う必要もある。一概に、節約を促したことにより感染症が広がるということがあってはならない。校長の判断により、節約できるものは節約し、少しでも使用を控えてもらいたいと案内している。

学校教育部長

12月の校長会において、教員が遅くまで勤務している状況も鑑み、遅くまで在校する時の電灯、エアコン、水道などの節電、節水に努めるよう指示したところである。

委員

意識改革も含め、特に意識して節約していかなければならないと考える。 (全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第37号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて (非公開)

10 報告事項

(1) 川越市学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育財務課長

川越市学童保育室条例施行規則は、市長の権限に属する事務に関する規定であり、教育委員会は事務執行を委任されている。そのため当該規則改正は市長決裁により行い、教育委員会には報告事項としているものである。

当該規則は、学童保育室の入室等を管理する川越市福祉システムの改修等において様式を見直したことに伴い改正したものである。

改正内容は、学童保育室の入室にかかる申請書等の様式を改めるとともに、 その他所要の規定の整備をしたものである。

新システムへの移行日は令和5年1月1日であるが、施行日については、

新年度の学童保育室の入室申請の受付が、令和4年12月1日から開始することから、令和4年12月1日としたものである。なお、申請及び決定の通知は、対になっていることから、施行日前に申請に係る決定については、改正前の様式で通知しようとするものである。

また、施行日以後、改正前の様式を用いて申請された場合を想定し、様式第 1号に規定する学童保育室入室申請書及び様式第4号に規定する保育料減免 申請書については、当分の間は改正前の様式についても、使用できるように経 過措置を設けたものである。

委員

様式の改正内容について伺いたい。

教育財務課長

様式第1号、第2号、第4号及び第5号を改正したものである。様式第1号、第2号及び第4号については、氏名の上に「ふりがな」を追加したり、勤務先の横に「学校名等」を加え、職業を削除するなど細かい事項を見直している。規則本文の規定に基づいて申請書等の様式に定める必要がない内容について見直しを図り改正したものである。大きな変更点として様式第5号は、「保育料減免決定通知書」から「保育料減免決定(不可決定)通知書」に改めた。規則本文に、保育料の減免に関し「不可について決定をするもの」とあることから、今回改めたものである。

委員

様式第5号について、従前から不可についても決定の通知をしていたと考えるが、様式に「不可決定」と追記しただけで、事務手続きは従前と変わっていないか伺いたい。

教育財務課長

そのとおりである。

委員

様式第2号「保育室入室決定通知書」に「この処分に不服がある場合は」と あるが、入室決定したにもかかわらず不服がある場合とはどのような場合で あるか伺いたい。

教育財務課長

状況にもよるが、保護者が求職中等により早急に児童を入室させたいといった場合における申請などは、入室決定は許可するが入室期間等において処理に時間等を要するために希望に添えないなどである。

委員

入室が許可できない場合の通知について伺いたい。

教育財務課長

入室の許可申請において、許可できない場合の通知については、別の様式により通知している。

(2) 令和5年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について

学校管理課副参事

「令和5年度川越市立川越高等学校生徒募集要項」は、入学者選抜に向け埼 玉県教育委員会の定めた実施要項を踏まえて、各県公立高等学校が作成した 実施にあたってのまとめである。要点を5つ説明する。

1点目は、川越市ホームページ及び埼玉県教育委員会ホームページの入試情報のコンテンツへリンクする「2次元コード」についてである。昨年度から志願者とその保護者が安心して入学試験に臨めるようにするため、詳しい情報にアクセスできるように、募集要項の表紙に2次元コードを掲載している。

2点目は、「出願手続」についてである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置として、選考手数料を振込とし、出願書類は、原則、中学校がまとめて郵送する。今年度からは全県的な対応として、郵送で返信している受検票を事故防止のために特定記録郵便で返信することにしたため、返信用の切手代の記載を変更している。

3点目は、「学力検査」についてである。受検生一人ひとりの基礎的な知識 及び技能、思考力・判断力・表現力等の能力を、より一層適正に測ることがで きるように、5教科各50分で実施する。

4点目は「追検査」についてである。急病その他やむを得ない事情により学力検査が受検できなかった受検生に追検査を実施する。新型コロナウイルス感染症の自宅待機期間が長期に渡ることから、今年度も昨年度同様に平常の学力検査実施日から10日間以上あけて「追検査」を予定している。

5点目は、川越市立高等学校「地域特別選抜」による募集の実施についてである。平成24年度から導入し、12年目の実施となり、学習や部活動に活躍が期待できる優秀な市内志願者の割合を高め、市立川越高等学校の一層の活性化を図る取組である。この選抜で入学した生徒の中には、野球部、女子バレーボール部、女子バスケットボール部の部員や、生徒会本部役員など、学校のリーダー的役割を務める生徒がおり、学校全体の活性化に貢献している。

委員

志願先変更について、「志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更 することができる。」とあるが、この場合の志願先というのは、普通科、情報 処理科、国際経済科のことか伺いたい。

学校管理課副参事

市立川越高等学校の各学科も含め、県内の公立高等学校へ志願先を変更す

ることができる。

委員

このことは、学校や生徒の保護者は理解しているものなのか伺いたい。 学校管理課副参事

志願先変更については、中学校の担任等が充分指導していると考える。

委員

志願先変更の説明に一般募集のほかに帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜とあるが、外国人特別選抜について募集の説明がないことについて伺いたい。

学校管理課副参事

帰国生徒特別選抜は、基本的に日本国籍を有している者で、最近日本に戻ってきて日本語が不得手な者を対象として、全ての県公立高等学校で受け入れている選抜方式である。外国人特別選抜は、外国籍の者を対象とした募集で、特定の高等学校において募集している選抜方式である。

特別選抜を希望していた者が、志願先変更で一般募集に変更することは可能であるが、一般募集を希望していた者が、特別選抜に変更することはできないため、志願先変更の説明には両方の名称を掲載している。

委員

市立川越高等学校の特色として地域特別選抜がある。 1 2 年目の実施ということであるが現在の応募状況について伺いたい。

学校管理課副参事

昨年度の実績は、募集28名に対し100名の応募があった。

委 昌

広く周知されていて、評判もよいということか伺いたい。

学校管理課副参事

広く周知はされている。市立川越高等学校長が、市内公立中学校を訪問し、 中学校長と情報交換などを行っている。

委 員

地域特別選抜は、一般の推薦選抜とどのような点が違うのか伺いたい。 学校管理課副参事

指定校推薦のように、市内の中学校毎に定数枠のある推薦制度とは異なり、 出願条件、求める生徒像に合致する者であれば、同じ中学校から複数の者が志願することができる制度である。出願した生徒の中から、募集定員の1割程度の人数が選抜されることになる。選抜には、市立川越高等学校の定めた基準による地域特別選抜の志願書を資料とするものである。本人が得意分野を宣言 して入学試験に臨むことから、市立川越高等学校への強い進学意思と得意分野を生かしたいという思いを顕在化して、自信をもって入学試験に臨んでもらえるという効果がある。

(3) 川越市立川越高等学校におけるタブレット端末整備の進捗状況について (非公開)

11 協議事項

(1) 第4次川越市子ども読書活動推進計画案について

中央図書館長

平成28年度に「第3次川越市子ども読書活動推進計画」を策定し、各施策を推進してきた。

平成30年4月には、文部科学省で「第4次子供読書活動推進に関する基本的な計画」が、平成31年3月には、埼玉県で「埼玉県子供読書活動推進計画(第4次)」がそれぞれ策定された。これらに基づいて「第3次川越市子ども読書活動推進計画」を精査し、市の上位計画との整合性を図り、小学生の年間読書活動の減少及び全国的な高校生の不読率の問題を踏まえたうえで、「第4次川越市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進しようとするものである。計画案は、章立てにより、第1章から第4章までの構成となっている。

第1章は、読書活動の意義や策定に至る経緯を述べた計画策定の目的、計画の期間、計画の進行管理、計画の対象、計画の位置づけについて説明している。

第2章は、第3次計画の振り返りとして、第3次計画の期間における主な 取組と課題をまとめている。そのうえで、第3次計画の総括と今後の方向性に ついて説明している。

第3章は、第4次計画の基本目標と方針について説明している。第4次計画については、新たに「川越市のすべての子どもが本に親しみ「読書がすき」を育む」という基本目標を掲げている。この目標には、本市のすべての子どもが本に親しみ、知識や新たな世界を知る、喜びを得る体験をすることで、自ら積極的に本を手に取るようになり、人生をより豊かに生きる力を育んでもらいたいという思いを込めている。計画数値目標を読書が好き、どちらかといえば好きと答える小学生と中学生の割合としている。基本目標の実現に向けて、3項目を計画の基本方針としている。1項目は、「すべての子どもに本との出会いを届ける」とし、子どもが読書に親しむ機会を充実させることを基本方針としている。2項目は、「子どもの読書の大切さを学び、伝える」とし、周囲の大人が子どもの読書に対する理解を深め、関心を高められるような啓発活動などを実施することを基本方針としている。3項目は、「いつでも読書に親

しめるまちにする」とし、子どもがいつでも読書に親しめるよう環境を整えることを基本方針としている。基本目標と基本方針に沿った計画全体の施策の体系については、第4次計画の取組を家庭、図書館、学校、地域とし、計41の施策をあげている。第4次計画の策定にあたり、地域の読書活動において中心的役割を果たす図書館の取組が重要であることから、図書館を取組の項目に設定している。

第4章は、第4次計画の施策の内容について説明している。構成としては、「家庭に対する取組」、「図書館における取組」、「学校等における取組」、「地域に対する取組」とし、それぞれ取組ごとに基本目標を達成させるため、推進する施策を設定している。第4次計画の施策では、子どもと本との出会い、図書館機能の発揮、保育園や幼稚園、学校等での読書活動の充実、地域や関係課の連携を進めるなど幅広く取り組むこととしている。

委員

すばらしい基本方針が完成した。「届ける」、「学び、伝える」、「まちにする」という語尾のキャッチコピーがよい。夢が膨らむ感じがするとともに、今まで取り組んできたことを生かしながら、新たなものができている。よく考えられているという感想である。

数値目標について、5箇年計画としていながら、数値目標は令和7年度までの設定となっている理由を伺いたい。

中央図書館長

数値目標を令和7年度に設定している理由は、上位計画となる第4次川越市総合計画、第3次川越市教育振興基本計画が令和7年度までの計画となっている。それらの計画に合わせて進行管理を行うため、目標値も令和7年度までに設定した。計画期間がわかりにくいため、「本計画は、令和7年度までの期間とします。」といった修正を考えている。

委員

5箇年の計画としたうえで、ロードマップとして令和7年度の目標を置いてもよいと考える。また、その先を空欄で構わないから明示した方がよいと考える。

次に、施策体系については、3つの基本方針に沿って、家庭、図書館、学校と、3つのエリアで施策体系が組まれていて、きめ細かくよいものができていると考える。一方で、施策はすべてソフトの部分であり施設の老朽化への対応や情報機器導入による館内設備等の改善などハードの部分がない。施策を支え、あるいは居心地のよい図書館等を整備することについてどのように考えているか伺いたい。

中央図書館長

本計画は、ソフトの部分を重視して策定した。図書館全体として老朽化が進行しているため、図書館の環境をよくして居心地のよい図書館にしていきたいと考えている。施設への対応については、市の実施計画や施設の長寿命化として別に計画している。

委員

施策体系を支える大きなものとして市立図書館の施設の改善があってもよいと考える。

次に、施策 5「成長段階に合ったおはなし会の実施」、施策 9「読み聞かせボランティアの育成」など、対応が必要となるが図書館だけでは成し得ないことを施策としてあげている点は評価できる。ボランティア育成の発想はどういった観点からか伺いたい。

中央図書館長

子どもの読書習慣を根付かせるためには、発達段階に合った読み聞かせが 重要であると考える。それには、読み聞かせができる者が必要であるが、司書 やその他の職員では人数に限りがあるため、街全体で環境が整うようにして いくために、読み聞かせボランティアを育成することにした。また、地域にお いても、読み聞かせをボランティア活動としている方がいるため、そのような 方に情報等を提供することにより、読み聞かせを充実させていきたいと考え る。

委員

私は、それが一番大事だと考える。図書館だけで頑張ってもなかなかできないことを、波紋のように広がっていくように市民全体に広げていくという発想はよく、基本方針にあげてもよいと考える。施策9「読み聞かせボランティアの育成」と施策10「中学生、高校生への情報発信」をつなげていくと、高校生は読み聞かせボランティアとして十分活躍できると考える。

委員

子どもの読書活動の連携協力や障害のある子どもたちのための取組など大切なことにも触れていることからすばらしい計画を策定したと考える。読み聞かせは、読み手が感情移入して読まないこと、子どもに絵本の表紙や次のページでどんな話が始まるのかといった、わくわく感を持たせることなどのいくつかの技能が必要であるとの授業を受けたことがある。ボランティアを希望する方には、子どもの心理といった難しいことではなく、このような、読み聞かせは表紙から大事だというような話をしてもらいたいと考える。

子どもたちが、読書が好きかどうかの調査の回答に、約30パーセントが、 読書が好きではないと回答している。この子たちを減らすことが大切だと考 える。アクティブラーニングやディベートなどは、知識がなければできないことから、読書は知識を得るために必要である。また、人生は一度しか体験できないが、本を読むことで違った人生を疑似体験できる。生きる力を養うためには必要な体験だと考える。ぜひ、約30パーセントの子どもたちが読書好きになるように努力してもらいたい。

家庭に対する取組が、一番難しいところであると考える。親は常にスマホを手にする。スマホを手にした子どもたちに対して、どのように対応したらスマホが本に代わるか。そこが一番の課題だと考えている。親の協力なくして実現は難しいと考えるため、親を本好きにして、子どもを図書館に連れていってもらう、ブックスタートを大切にするなどの取組をお願いしたい。

教育長

子どもの心理を捉えた読み聞かせの研修の必要やスマホから本へ、親も本を好きになるような取組を本市が行う必要があるといった貴重な意見があった。このことについて、館長はどのように考えるか伺いたい。

中央図書館長

貴重な意見であり図書館も読み聞かせや親への働きかけなどは、重要だと捉えている。ブックスタートは4箇月児健診で案内している事業である。乳児は視力が未発達といわれているが、絵本を読み聞かせした際に見せる子どもの反応により親も本が好きになり、読み聞かせも継続する、ブックスタートがそういったスタート地点となるように取り組んでいきたいと考える。

委員

幼少期の読書は大切であると考えている。また、読み聞かせボランティアを経験したことがあったとしても、中学生や高校生になると図書館から離れていってしまうことは、自然の流れであるとも考える。その一方で、小学生や幼少期は保護者の取組方などにより、本に触れ合う機会が増やせるため取組を充実してもらいたい。

数値目標について、「司書による図書館職員への年間研修回数」を、令和3年度実績は0回であったものを3回にする、「学童保育室でのおはなし会の実施率」を、令和3年度実績は実施率0パーセントであったものを70パーセントにするといった目標である。これらの実績はコロナ禍で少なかったものか、もともと実施していなかったものを新たに実施するものか伺いたい。

中央図書館長

人事異動により図書館に異動した後に仕事を通じた研修いわゆるOJTによる研修を実施しているが、新たに体系的な研修計画を作り司書が新任職員を育成していくことを目標とした。年間研修回数については、年間3回を設定した。

「学童保育室でのおはなし会の実施率」については、これまでに試験的に実施したことはあるが、継続して行うことで学童保育室の子どもが読書を好きになるのではないかという観点から改めて実施することにしたものである。

委員

来館者数を増やすという目標とデジタル書籍サービスの登録者数を増やす という目標がある。どちらも本に触れている人数になるが考え方を伺いたい。 中央図書館長

現在は電子書籍のコンテンツ数も増えたこと、またコロナ禍であることや 図書館が遠くて行けない、高齢で来館が困難である方にも電子書籍の需要が 見られる。読書離れが進んでいる中学生や高校生は、電子書籍に興味を示すこ ともある。しかしながら、紙の本による読書も必要であるため、従前どおり、 来館者数を増やすことを目標に設定している。併せて、電子書籍の利用につい ても利用者を増やしていくことで、本に触れる回数を増やしていきたいと考 える。

委員

学校図書館の整備・充実において、学校図書館が学級になじめない子どもの居場所となり得るといった役割を担うことは、大事な視点であると考える。不登校等にまで至らないまでも、教室になじめない子どもにとって、休み時間は苦痛でしかないと考える。その休み時間を学校図書館で過ごせるということは、子どもにとってはとても大事なことである。学校と連携しながら環境の整備や機能の充実を進めてもらいたい。

副部長兼教育指導課長

本市では学校図書館の図書標準達成率が、中学校では達成しているが、小学校では達成できていない状況にある。これを100パーセントにするとともに、子どもたちの居場所として、学校図書館を活用することで読書へつながるきっかけの一つとなるように図書館司書の研修等も含めて意識していきたいと考える。

委員

児童生徒1人当たりの図書館費について大変な格差があるといった新聞の 記事を読んだが、本市の現状について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

本市においても、1人当たりの図書費は、減少傾向にある。蔵書率について、小学校は、古い図書の廃棄と新しい図書の購入のバランスの中で蔵書率が100パーセントに満たない。引き続き、蔵書率を高めていきたいと考えている。

委員

蔵書数と図書購入費とは異なる捉え方であるため、整理して現状把握に努めてもらいたい。

委員

とてもよい計画ができたと考える。ソフト面は、目に見えるかたちにしないと気持ちだけでは事業は成功しない。加えて、ブックスタート事業や小江戸読書マラソン、読書手帳、読み聞かせボランティア育成など、全て予算が伴わないと実施が困難である。基本方針では予算については触れていないが、予算確保についても教育委員会として考えてもらいたい。

教育長

各委員からは、内容のある素晴らしい計画ができたという意見である。今後、 積極的に予算を確保しながら、就学前の子どもや小学校低学年の児童とその 保護者等に読書習慣の形成について本市として力を入れて取組を進めていき たい。

(2) 川越市立川越高等学校教育審議会について

(非公開)

(3) 学校における働き方改革基本方針の策定について

(議案取下げ)

12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、協議事項(3)は関係部署との調整の必要が生じたため、議案の取下げについて発議があり、各委員が承認し議案が取り下げられた。
- (2) 議事に先立ち、議案第37号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報であり、報告事項(3)及び協議事項(2)は意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととした。
- (3) 会議録の署名委員として嶋野委員、佐久間委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和5年1月19日(木)午後2時開会に決定した。